



タックスアップデート

2015年1月



EY

Building a better
working world

要約

税法の変更に関する Law No.71/2014/QH13 (Law No.71) が公表されました。

11月のタックスアラートに記載しました法人税(CIT)、付加価値税(VAT)に関する政府の議案が通過し、新しい税法(Law No.71)が公表されました。また、このLaw No.71では、個人所得税(PIT)及び税務管理に関する新しい規定が導入されました。

税法の変更に関する Law No.71 について詳細に規定した Decree のドラフトは現在作成中です。

Decree のドラフトは、関連する税法のDecreeについて修正及び補足する目的のLaw No.71の詳細な内容を規定しています。また、2015年以前の投資プロジェクトに適用される優遇税制についても、より好ましい内容が規定されています。

税法の変更に関する Law No. 71/2014/QH13 (Law No.71)

1. 法人税

- ▶ 広告宣伝費及び販売促進費に関する損金算入限度額**15%**の条件基準が撤廃されました。この変更により、企業の税金が大幅に削減され、特に日用品を製造する企業は恩恵を受けます。この変更を適用するためには何らかの条件が必要かどうかについて、各企業から問い合わせを受けていますが、**Decree**のドラフトによりますと、この変更に関しては、特別な条件は要求されていません。
- ▶ 政府が規定した裾野産業に対する新規の投資プロジェクトは、**15年間に渡り10%の税率を適用し、4年間免税後、9年間50%減税**という優遇処置を受けることが可能です。

具体的には、以下の通りになります。

- ▶ ハイテク法に従い、ハイテク産業のための裾野産業の製品、又は：
- ▶ 繊維及び衣服産業、履物産業、電子工学産業、情報技術産業、自動車産業、機械産業等の裾野産業の製品、これら製品については、**2015年1月1日まで国内製造できないこと、又はヨーロッパが認める品質基準もしくは相当の基準を満たすこと。**
- ▶ 大規模製造企業（特別消費税の対象となる製品を製造する企業又は鉱物資源の開発企業を除く）は、以下の条件を満たせば、**15年間に渡り10%の税率の適用し、4年間免税、9年間50%減税**という優遇処置を受けることが可能です。
 - (i) 投資資本が**12兆ドン**以上;
 - (ii) ハイテク法及び科学技術法に従って、その技術を利用する場合
 - (iii) ライセンスの取得日より**5年以内**に資金の拠出がなされる場合
- ▶ **2016年1月1日より社会的及び経済的に困難な地域に投資する事業に適用される優遇税率は、20%から17%になります。**
- ▶ ライセンス発行日に優遇税制を受けている場合、その残存期間に適用される優遇税制については、以下の内容のうち、最適な税率及び期間を選択適用することが可能です。
 - ・ライセンス発行日の税法に規定される優遇税制
 - ・現行税法に規定される優遇税制

2. 付加価値税

- ▶ 肥料、動物飼料、農業用の機械設備などの製品は、付加価値税の非課税対象となります。

3. 個人所得税

個人事業所得に関する変更:

- ▶ 個人事業所得は、年間1億ドン以上の場合、従来の累進税率ではなく、みなし税率で一律に課税されます。
また、年末の確定申告を行う際に、給与所得と合わせて計算する必要はありません。
- ▶ 新しい税率は事業内容により異なります。詳細は以下の通りになります。

事業内容	みなし税率
資産のリース	5%
保険 / マーケティング / 宝くじの販売代理人	5%
物流、物品の提供	0.5%
サービス、材料の提供を伴わない建設	2%
製造、運送、物品の提供を行うサービス、材料の提供を伴う建設	1.5%
他の事業	1%

不動産の譲渡及び株式の譲渡により発生した所得に関する変更点

- ▶ 不動産の譲渡及び株式の譲渡により発生した所得に対しては、それぞれ2%及び0.1%のみなし税率で課税されることとなります。従来の様に、純利益に基づいて個人所得税を納付する選択肢はなくなりました。

他の変更:

- ▶ 外国の運送会社もしくは国際輸送を行うベトナムの運送会社に勤めているベトナム人の乗務員の所得税は非課税となります。
- ▶ 個人で船舶を保有している者及び沖合漁業のための物品及びサービスを提供する者、その船舶で勤務する乗務員の所得に対しても非課税の対象となります。

4. 税務管理

- ▶ 90日以上の未払税金に課される遅延利息0.07%/日の規定が撤廃され、支払遅延の税金に対しては、0.05%/日の遅延利息が適用されます。

税法の変更に関する Law No.71 について詳細に規定した Decree のドラフト

Decree のドラフトは、関連する税法の Decree について修正及び補足する目的の Law No.71 の詳細な内容を規定しています。また、この Decree は、法人税の損金算入費用の変更及び 2015 年以前の投資プロジェクトに適用される優遇税制について、より好ましい内容が規定されています。

重要な変更点については、以下の通りになります。

法人税の損金算入費用:

- ▶ 資本金が既に全額拠出されている企業の場合は、他の企業に投資する目的で借入を行った際に、その借入金の利息については、損金算入費用として損金とすることが可能です。
- ▶ 従業員に対する任意の年金については、会社負担分の損金算入限度額は、3千万ドン/人/月に増加しました。

2015 年以前の期間における投資プロジェクトに適用する優遇税制:

- ▶ 2009年から2013年の期間における事業拡張プロジェクトについては、優遇税制の条件を満たせば、2015年1月1日から残存期間に渡り優遇税制を受けることが可能です。
- ▶ 2009年から2013年の期間における工業団地に投資するプロジェクトについては、2015年1月1日から残存期間に渡り優遇税制を受けることが可能です。
- ▶ 2015年1月1日より奨励地域に変更された地域に投資するプロジェクトについては、変更日から残存期間に当該の優遇税制を受けることが可能です。

Contact

For more information on this Tax Update or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam, please contact:

Hanoi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Japanese Business Service

Junichi Harada Manager
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Service

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Christopher Butler Partner
christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Partner
nhung.tran@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Thi Anh Huynh Director
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Japanese Business Service

Takahisa Onose Director
takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 16000143

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com